

○総務省令第百二十号

郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）第一条第二項の規定に基づき、郵便切手類模造等の許可に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十一日

総務大臣 武田 良太

郵便切手類模造等の許可に関する省令の一部を改正する省令

郵便切手類模造等の許可に関する省令（昭和四十七年郵政省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

付録様式 1 郵便切手類模造等許可申請書

年 月 日

100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 2 号 総務大臣 殿	申 請 者 (郵便番号、住所又は居所) (氏名又は名称)	(電話)
---	------------------------------------	------

郵便切手類模造等取締法第 1 条第 2 項の許可を受けたいので郵便切手類模造等の許可に関する省令第 3 条の規定により申請します。

【表略】

備考

【削る】

- 1 [略]
- 2 [略]
- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]
- 6 [略]

付録様式 2

郵便切手類模造等許可書

郵便切手類模造等の許可に関する省令第 2 条第 1 項の規定により、 年 月 日の申請を次の条件により許可します。この許可条件に違反した場合には許可は効力を失います。

【表略】

【備考略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記せよ。

付録様式 1 郵便切手類模造等許可申請書

平成 年 月 日

100-0013 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 2 号 総務大臣 殿	申 請 者 (郵便番号、住所又は居所) (氏名又は名称)	(電話)
---	------------------------------------	------

郵便切手類模造等取締法第 1 条第 2 項の許可を受けたいので郵便切手類模造等の許可に関する省令第 3 条の規定により申請します。

【表同左】

備考

記名押印に代えて署名することができる。

- 1 [同左]
- 2 [同左]
- 3 [同左]
- 4 [同左]
- 5 [同左]
- 6 [同左]
- 7 [同左]

付録様式 2

郵便切手類模造等許可書

郵便切手類模造等の許可に関する省令第 2 条第 1 項の規定により、平成 年 月 日の申請を次の条件により許可します。この許可条件に違反した場合には許可は効力を失います。

【表同左】

【備考同左】

附 則

この省令は、令和二年十二月二十五日から施行する。